





序 計画策定の趣旨
（どうして景観計画が必要なの？）
= 私たちの山鹿を元気にしていきたい =



序-1

山鹿市における「景観計画」 の位置付け

旧1市4町の上位 計画

平成17年1月に5つの市町が合併して誕生した山鹿市には、旧市町時代に制定した景観に言及した各種計画が存在しています。ここでは、それらの記述をたどり、過去の施策が景観についてどのように考えていたかを整理し、新たに制定する景観計画・条例の前提としました。

合併以前の各市町の施策における「景観」の位置づけ等

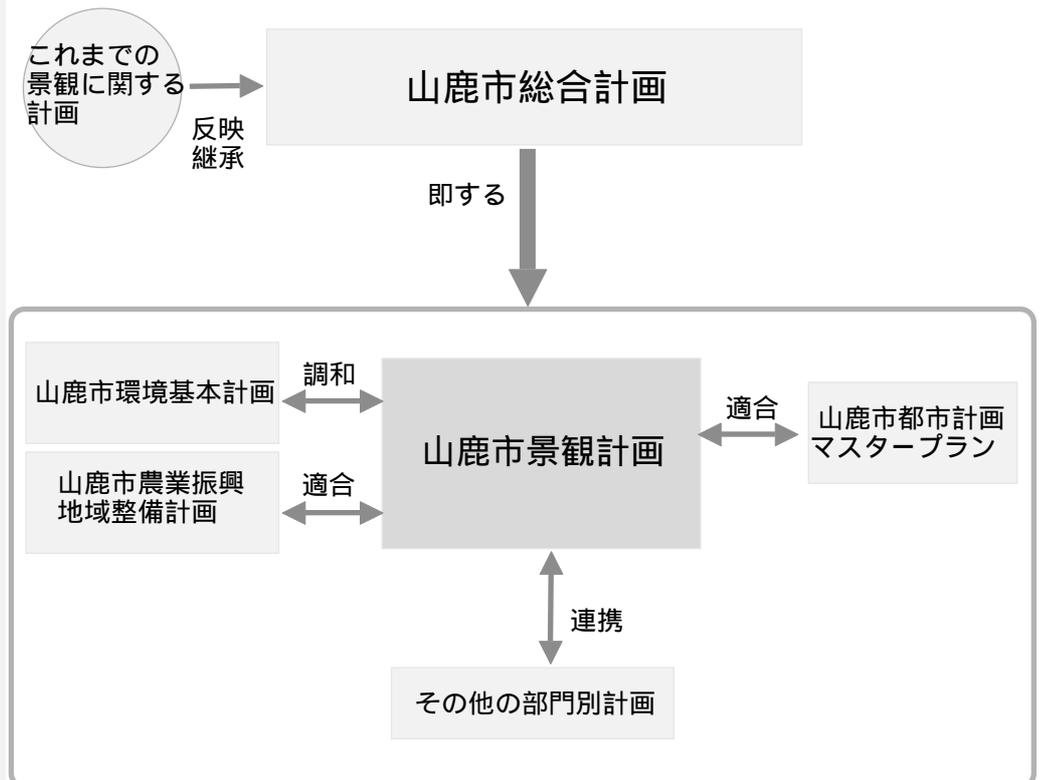
旧市町	国土利用計画・総合計画・振興計画・都市計画マスタープランにおける記述
山鹿市	<ul style="list-style-type: none"> 第三次山鹿市国土利用計画では、農用地や水面・河川・水路、道路、宅地について景観への配慮を言及している。 また、国道3号については特に景観への配慮が必要としている。 第6次山鹿市振興計画では、「潤い計画」の中で景観計画の推進を記述している。また「交通体系計画」の中で、国道3号・325号・443号について、景観環境整備を含めた改良を推進していると述べている。 山鹿市と都市計画マスタープランでは、部門別計画の一つとして「都市景観形成の方針」を位置づけている。
鹿本町	<ul style="list-style-type: none"> 第四次鹿本町総合計画の基本構想・基本計画では、「人にやさしい河川づくり」の中で、「自然環境に親しむ場・憩いの場として多自然型の河川改修に取り組み景観形成を図る」としている。
菊鹿町	<ul style="list-style-type: none"> 国土利用計画（平成3年4月）では、「地域整備施策の推進」及び「土地利用に係る環境の保全及び安全の確保」の項で、自然美を守り、活かした土地利用に努めることとしている。 第四次菊鹿町振興計画の基本計画「生活基盤とアメニティ2・潤い（緑・景観）のある環境づくり」の項で、景観形成に言及している。
鹿央町	<ul style="list-style-type: none"> 国土利用計画（平成9年3月）では、町土地利用の基本方向の中で「農道及び林道の整備においては自然環境の保全及び農村景観への十分な配慮を行うものとする」、「農村の二次的自然における生物の多様性、伝統に支えられた歴史・文化、人々の活動に支えられた農村景観の維持・形成を図るものとする」としている。 第五次鹿央町振興計画では基本構想第5章に「うるおいと安らぎのある景観づくり」を掲げ、基本計画では「美しい景観の推進」、「緑豊かな生活空間の創出」について言及している。
鹿北町	<ul style="list-style-type: none"> 第四次鹿北町総合計画では、基本構想第1節の「将来像」で景観形成を重要課題とし、施策の大綱の一つである「自然に優しく、暮らしに潤いのある環境をつくるプロジェクト」の中で「潤いのある景観づくり」を位置づけている。 また、基本計画の中で「自然環境の保全・整備」、「緑豊かな生活空間の創造」、「自然活用型講演の整備」をその主要施策としている。

これまでに策定されている景観形成に関する基本計画、方針

名称	策定の背景・経緯等
鹿本町 景観形成 基本計画 (平成7年3月)	鹿本町の基本となる振興計画である「鹿本町総合計画」及び熊本県が伝統的な町並みの整備を進めていく上での方針や考え方を示した「伝統的町並み整備基本計画」との整合性を図りながら、景観整備の視点から鹿本町の推進する構想・計画・事業を側面から支援するものと位置づけている。
山鹿市 都市景観形成 基本計画 (平成10年3月)	山鹿市においては、熊本県景観条例(昭和62年熊本県条例第7号)第7条の規定によって、県土の景観形成上重要な地域の一つとして「景観形成地域」に指定(H5.7.30)され、「豊前街道街並みづくり事業」等の景観形成施策に取り組んできた。この県景観条例が、山鹿市都市景観条例(平成9年3月26日市条例第15号)へ移行されたことを契機に、山鹿市としては、さらに景観形成施策を体系的に位置づけるとともに、平成8年度より事業採択された「歴史的地区環境整備街路事業」をはじめとする各種まちづくり事業相互の効果的な連携を図っていくために、山鹿市における都市景観の形成に必要な基本的事項を定め、これを総合的かつ積極的に推進していくための指針として「都市景観形成基本計画」を策定した。
山鹿市 都市計画マスター プランにおける 「都市景観形成の 方針」 (平成10年9月)	<p>都市景観形成の方針を以下のように設定し、具体的な整備にあたっては、「山鹿市都市景観形成基本計画」に沿って推進することとする。</p> <p>豊かな自然資源を身近に感じられる景観形成 豊かな緑景観を形成している市域北部に連なる山並みや良好な眺望場、市街地の背景となっている丘陵地緑地、田園景観の保全・活用を図る。また、河川及び河川緑地、溜池等の水辺の保全やこれらに親しむことのできるアプローチ空間や親水広場、憩いの場等の整備を推進する。 加えて、緑・水資源と市街地との関係がより密接になるよう、遊歩道、サイクリングロード等の整備により各資源のネットワーク化を図る。</p> <p>個性ある歴史・文化資源を生かした景観形成 古墳や城跡、寺社など、本市固有の歴史・文化資源の保全・活用に努めるとともに、豊前街道や兼松往還など、歴史的なみちすじを生かし、沿道を含めた町並みの保存・修景整備を推進する。また、歴史的建造物は保全し、周辺建築物を含めた調和のある町並み形成を推進する。 さらに、歴史資源を自然資源や観光、レクリエーション資源と連携させながら、回遊性のある歩行者ネットワークの形成を図る。</p> <p>観光地として活気と魅力ある街並み形成 都市軸となる国道3号、443号、325号等、骨格的道路の緑化や歩道整備、沿道建築物のデザイン誘導等を検討し、良好な街並み形成を推進する。山鹿・平山・熊入の温泉地では、光のネットワーク形成などそれぞれの地域の特色を生かしながら情緒と魅力ある景観形成を推進する。 また、わかりやすい街並みを形成するため、サイン整備を計画的に推進するとともに、まちかど広場など、市街地内の交流の場、憩いの場となるスポット的な空間の創出を図る。</p> <p>快適でやすらぎのある暮らしの景観形成 安全で落ち着きのある緑豊かな住宅地景観の形成を目指すとともに、工業地では、周辺環境と調和した景観となるよう、敷地外周等の緑化修景を推進する。</p> <p>市民にとって親しみと誇りの持てる景観形成 魅力ある景観形成を推進するためには、市民と事業者、行政の協力が不可欠である。そのために、「山鹿市都市景観条例」をはじめとする景観形成のためのルールを活用しながら、祭り等イベントの開催や継承、PR活動の充実、景観形成に関わる人材の育成など、三者が一体となって進めていく。</p>
鹿北町 幸を生み出すふる さと里山景観づくり (平成12年3月)	くまもと101景づくり計画策定事業の一環として策定。9回のワークショップ型の議論をもとに、鹿北の自然景観及び里山の景観の在り方について検討し、山の幸を感じられる景観形成を目指すとした。具体的には、複数のモデル地区を定めて景観形成のためのイメージを示し、住民主体かつ都市部からの来訪者の視線を意識した整備計画をまとめている。

山鹿市における 景観計画の位置 付け

景観計画は山鹿市の景観行政の総合的な指針となるものであり、「山鹿市総合計画」との調和、「山鹿市都市計画マスタープラン」との適合を図り、関連する山鹿市環境基本計画等との連携を視野に入れて作成するものとししました。



第一次山鹿市総合計画における 「景観」の位置 づけ

第一次山鹿市総合計画の前期基本計画（平成18年3月）では「人にやさしい道づくり」として「環境や景観に配慮した道づくり」を挙げています。（注- ）

また、「魅力ある都市の形成」などの中で、景観に配慮した整備の進め方を記述しています。（注- ）

さらに、「ゆとりと安らぎの生活環境の創出」の中で、景観行政団体となって景観施策を積極的に推進することを明記しています。

（注- ）

（注- ）本市は、緑豊かな地域であり、その自然環境は住民にとっても癒しとなっています。このため、沿道景観に配慮した道づくりを推進します。

（注- ）・特に複雑な生活道路網（小路・しゅうじ）は、観光資源である歴史的・文化的史跡などをネットワーク化する上で重要な動線ですので、現状の景観に十分配慮しつつ、整備を進めます。・自然環境や景観に合った住まいづくりを支援し、安らぎと潤いを感じ、長く住みたくなる様な住宅の整備を推進します。

（注- ）景観法の趣旨に従って、本市全体の良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図るため、本市が景観形成基本計画を策定することにより景観行政団体となって積極的にその責務を果たします。

山鹿市における
景観計画の意義
と必要性

山鹿市の景観に関する自主条例では山鹿都市計画区域内を対象としていましたが、合併を機に山鹿市全体で統一した考えのもとに景観行政を進めていきます。また、自主条例では強制力が無く効果には限界がありました。それらの背景から、平成16年に制定された景観法に基づき独自の景観計画を定め、山鹿市らしい景観を形成していくこととします。景観計画の必要性として次のことが挙げられます。

- ・現存する良好な景観を維持する
- ・子や孫に誇れるまちとする
- ・山鹿らしい景観づくりを進める

山鹿市における
景観計画の役割

景観計画は、今後の山鹿の景観づくりの指標となりますが、目に見える建築物・工作物・木々や川などについて山鹿らしさの尺度を示し、山鹿の景観としてふさわしい姿を描いています。市民は建物を建築したりする時にはこの計画に適合させるものとします。具体的には、建築工事等において山鹿市内で一定規模以上のもの、主要な道路沿線の特定のもの、あるいは景観上の特徴のある地区内のもの等について、予め届出をしてもらい、市と協議しながら景観の向上を図っていくこととします。

また、計画には景観上重要な建造物や樹木等を大切に作る制度など、山鹿市の景観向上を市民や行政が持続的に取り組んでいくための様々な方策を盛り込んでいます。

景観計画策定の
プロセス

景観計画の策定は平成18年度より2年間をかけて行われました。以下にそのプロセスを示します。

時期	名称	内容
平成18年 6月	第1回山鹿市都市景観審議会	山鹿市の景観についての考え方の整理 今後のスケジュールについて確認
平成18年 9月	市民及び小中高生アンケート	市民3000人に対し実施 小中高生については学年を指定して実施
平成18年 9月	第2回山鹿市都市景観審議会	計画策定体制について確認 市民ワークショップの内容を確認
平成18年11月	市民ワークショップ	全5回開催 1回～4回をテーマ毎に、5回目をまとめ発表会とした
平成19年 2月	第3回山鹿市都市景観審議会	市民及び小中高生アンケートの結果及び市民ワークショップの結果を報告 山鹿景観計画策定協議会の設置を確認
平成19年5月 ～平成20年1月	山鹿市景観計画策定協議会	景観計画策定協議会を4回、各専門部会を5回開催 計画の具体的な内容を検討
平成19年11月	第1回山鹿市都市景観審議会	住民説明会の内容を確認
平成19年12月	住民説明会開催	合計9地区で開催
平成20年 1月	第2回山鹿市都市景観審議会	景観計画に関する住民の意見を報告 景観計画(案)の内容を確認 パブリックコメント実施方法を確認
平成20年 2月	景観計画(案)のパブリックコメント	本庁及び各総合支所等のロビーや山鹿市のホームページ上で 景観計画(案)を示し、市民意見を収集 全12件の質問に対して回答
平成20年 3月	第3回山鹿市都市景観審議会	景観計画最終案について確認



序-2

景観計画に関連する国の施策 と法令及び県の施策

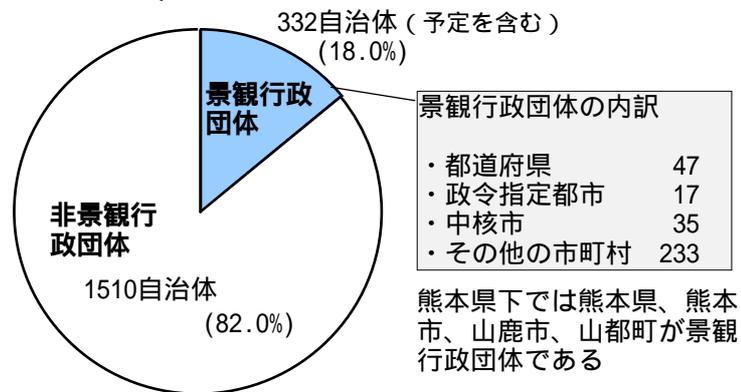
国の施策

景観について具体的に言及する条例は、これまでは自主条例として全国各地で制定されてきました。古都や観光地などに多いのですが、経済活動などによる建物等の更新によって失われやすい景観の維持保全を主目的としているものが多いようです。しかしながら、景観に関する理解がなかなか得られないことや、建築基準法等が優先することなどから、自主条例には限界がありました。

そうした事情を背景に、国政レベルでも景観に関する議論が高まり、平成16年に景観に対する包括的法律として景観法が制定され、併せて各種法律が改正されました。これにより従来の自主条例に代わり法的な根拠を持つ景観に関する条例の制定が可能となりました。景観法には、国家としての景観を整備・保全する基本理念が示され、県や政令市・中核市、市町村（景観行政団体）で独自の景観計画を立案することが認められています。そうした独自の計画に対して、国が税・財政上の特例によって支援することも可能です。

景観行政団体の現況

（2008年3月1日現在）



景観法について

景観法には基本理念として、以下のようなことが記述されています。

良好な景観は、現在および将来における国民共通の財産

景観形成は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動との調和が不可欠

景観形成は、地域の個性を伸ばすよう多様な形成をはかるべき

景観形成は、観光や地域の活性化へ配慮し、住民・事業者・行政の一体的な取り組みによりすすめるべき

景観形成は現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することも含むものである

また、景観法では景観を整備・保全するための景観形成に関する方針を明確化すること、住民・事業者・行政の責務を明確化すること、景観形成のための行為規制等を示すことなどが盛り込まれており、それらを各景観行政団体でまとめたものが景観計画です。

熊本県の施策

景観法施行前（法整備への働きかけ、法の内容への意見提出等）

熊本県は昭和62年から自主条例として「熊本県景観条例」を施行・運用してきました。各都道府県のメンバーで構成される景観に関する全国会議では「法整備」を要望してきました。法の内容に関しては正式には国からの「意見提出」要請はありませんでしたが、「屋外広告物を適用除外とするか否か」については問い合わせがあり、「屋外広告物も景観法に一本化する方向」で回答しました。

景観法施行後

1. 景観行政団体としての動き（景観計画の策定等）

熊本県では、平成17年2月に「景観法の概要」と「県の方針」を景観審議会に説明しました。その後一年をかけて方針を具体化した「計画面」と「条例改正案」を検討し、平成18年3月23日の審議会です承を得ました。平成19年6月にはパブリックコメントを実施し平成20年1月18日に景観計画を告示しました。

2. 熊本県景観条例見直しの動き

ほぼ、これまでの自主条例を盛り込む形となっていますが「変更命令」が活用できるように条例を改めました。当初、選択肢としては「一から見直す」、「現行のものを移行させる」という二つがありましたが、まずは「景観行政を法的裏付けのもとに推進する」という趣旨に合致すれば良いとの判断から後者を選択しました。

条例改正の議決を平成19年9月議会で行い、平成20年4月1日より景観計画と景観条例を同時に施行する見込みです。

3. 屋外広告物条例に関する変更点

熊本県の屋外広告物条例では、広告物の面積などに制限を設ける方法（総量規制）で景観誘導を図り、色彩等については県の景観条例に基づく規制・誘導が行われ、両者は別々の条例に基づいて行われていました。

このため、屋外広告物条例に基づく「許可申請」と景観条例に基づく「届出」を二重に求められた地域がありましたが、景観法の施行を受けて改正される熊本県屋外広告物条例では、「許可申請」時における景観誘導に集約され、手続きが簡略化されました。これは、県の景観計画に記述されている内容に基づいて屋外広告物の誘導を行うようになり、景観誘導の考え方が一本化されるためです。

なお、山鹿市域においても同様に重複している地域がありましたが、今後は熊本県に許可申請を行うと、山鹿市の景観計画に記されている内容に基づいた景観誘導が行われ、別途山鹿市に届出をする必要はなくなります。



序-3

山鹿市における景観形成への 取り組み実績

山鹿市における景観形成の取り組み事例

山鹿市においては様々な景観形成が行われてきており、代表的な事例は、豊前街道沿道地区の建物修景による景観形成です。(右図) これ以外にも、以下のような景観形成が行われています。

山鹿市における景観形成の取り組みの経緯(年表)

景観に関する計画・条例等の時期

昭和62年3月	熊本県景観条例	熊本県
平成2年3月	山鹿市まちづくり計画事業利子補給金交付規則	山鹿市
平成2年4月	くまもと緑の財団景観基金	熊本県
平成2年7月	鹿本町まちづくり計画事業利子補給金交付規則	鹿本町
平成4年3月	山鹿市生け垣づくり補助金交付要綱	山鹿市
平成5年7月	山鹿市の一部を景観形成地域に指定	熊本県
平成7年3月	鹿本町景観形成基本計画	鹿本町
平成7年6月	豊前街道街並みづくり事業補助金交付要綱	山鹿市
平成9年3月	山鹿市都市景観条例	山鹿市
平成10年3月	八千代座周辺整備事業基本計画	山鹿市
平成10年3月	山鹿市都市景観形成基本計画	山鹿市
平成10年8月	まちなみ整備事業補助金交付要綱	山鹿市
平成12年3月	幸を生み出すふるさと里山の景観づくり	鹿北町
平成18年8月	景観行政団体となる	
平成20年	山鹿市景観計画	

豊前街道における修景実施時期(年度)

平成5年～18年	くまもと緑の財団景観基金を活用した修景
平成7年～9年	豊前街道街並みづくり事業補助金を活用した修景
平成11年～現在	まちなみ整備事業補助金を活用した修景

表彰等(年度)

平成4年	第二回熊本県農村景観大賞(番所地区) 建設省(現国土交通省)都市景観大賞(広町地区)
平成8年	新しくまもと100景(八千代座と豊前街道まちなみ、不動岩、岳間溪谷、番所の家並みと彼岸花、岩原古墳群と装飾古墳館)
平成11年	日本棚田100選(番所の棚田)
平成18年	美しい日本の歴史的風土準100選(豊前街道の宿場町)
平成19年	山鹿八景の選定 国土交通省都市景観大賞「美しいまちなみ大賞」(山鹿市豊前街道山鹿温泉界限地区) くまもと景観賞「地域景観賞」(菊鹿町あんずの丘「みどり団地」)

その他

平成11年6月	菊鹿町特定ホテル建築規制条例
平成11年12月	菊鹿町自然環境保護条例

